

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和5年10月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300225号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300051号

第1 結論

1 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間⑦及び⑨から⑳までの標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間⑦及び⑨から⑳までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間⑦及び⑨から⑳までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月
② 平成15年12月
③ 平成16年8月
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年8月
⑥ 平成17年12月
⑦ 平成18年8月
⑧ 平成18年12月
⑨ 平成19年12月
⑩ 平成20年8月
⑪ 平成20年12月
⑫ 平成21年8月
⑬ 平成21年12月
⑭ 平成22年8月
⑮ 平成22年12月
⑯ 平成23年8月

- ⑰ 平成 23 年 12 月
- ⑱ 平成 24 年 8 月
- ⑲ 平成 24 年 12 月
- ⑳ 平成 25 年 8 月
- ㉑ 平成 25 年 12 月
- ㉒ 平成 26 年 12 月

厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた期間のうち、請求期間における賞与の記録がないので当該期間に係る賞与の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間⑦及び⑨から㉒までについて、B銀行から提出された請求者に係る月中取引一覧表（以下「取引一覧表」という。）、C銀行から提出された請求者に係る取引明細表（以下「取引明細表」という。）及びA社の複数の同僚から提出された賞与に係る明細書（以下「賞与明細書」という。）により、請求者は、別表の第1欄に掲げる各請求期間において、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与を支給され、当該賞与から同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間に係る標準賞与額については、取引一覧表、取引明細表及び各請求期間に係る賞与明細書により推認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、同表の第4欄に掲げる額に訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表の第1欄に掲げる請求期間の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答及び陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①から⑥まで及び⑧について、取引一覧表によると、平成15年8月8日、同年12月22日、平成16年8月9日、同年12月14日、平成17年8月9日、同年12月15日及び平成18年12月15日にA社からの入金があることから、請求期間①から⑥まで及び⑧において同社から請求者に賞与が支給されていたことが認められる。

しかしながら、事業主は、請求期間当時の担当者は既に亡くなっており、賞与の支払及び

厚生年金保険料控除について確認できる資料はない旨陳述しており、請求期間①から⑥まで及び⑧に係る賞与明細書等を確認できないなど、事業主が請求期間①から⑥まで及び⑧に係る賞与から厚生年金保険料を控除していたことを確認又は推認する資料がないことから、取引一覧表により確認できる入金額から請求期間①から⑥まで及び⑧における賞与の支給額及び厚生年金保険料額を推認することができない。

また、請求者の請求期間当時の住所地であるD市は、請求者の社会保険料控除額等が確認できる資料について、保存期間経過により提供できない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①から⑥まで及び⑧における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑥まで及び⑧に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
請求期間	賞与支給額に見合う標準賞与額	厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額	厚生年金特例法により訂正する標準賞与額
⑦ 平成18年8月9日	283,000円	283,000円	283,000円
⑨ 平成19年12月17日	300,000円	300,000円	300,000円
⑩ 平成20年8月8日	300,000円	300,000円	300,000円
⑪ 平成20年12月17日	300,000円	294,000円	294,000円
⑫ 平成21年8月10日	300,000円	294,000円	294,000円
⑬ 平成21年12月17日	300,000円	294,000円	294,000円
⑭ 平成22年8月10日	296,000円	300,000円	296,000円
⑮ 平成22年12月16日	278,000円	274,000円	274,000円
⑯ 平成23年8月10日	275,000円	280,000円	275,000円
⑰ 平成23年12月16日	275,000円	274,000円	274,000円
⑱ 平成24年8月10日	275,000円	280,000円	275,000円
⑲ 平成24年12月17日	280,000円	280,000円	280,000円
⑳ 平成25年8月12日	266,000円	266,000円	266,000円
㉑ 平成25年12月16日	266,000円	266,000円	266,000円
㉒ 平成26年12月16日	280,000円	280,000円	280,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300229号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2300023号

第1 結論

平成7年*月から平成11年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年*月から平成11年3月まで

母から請求期間当時は学生であったため国民年金保険料は納付しておらず、年金手帳もなかったと聞いたことがあるが、就職に伴い平成11年3月にA市に転居してから1、2年の間に納付書の様なものが届いたので、B社会保険事務所(当時)へ行き、国民年金保険料が未納である旨の説明を受けて納付書に記載されていた金額の国民年金保険料を納付した記憶がある。請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成11年3月にA市に転居してから1、2年の間に納付書の様なものが届いたので、B社会保険事務所へ行き、国民年金保険料が未納である旨の説明を受けて納付書に記載されていた金額の国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、オンライン記録により、請求者が現在所持している年金手帳に記載されている基礎年金番号(*)は、請求者がC共済組合の組合員資格を取得したことにより、平成11年6月14日に付番されていることが確認できることから、請求者が国民年金保険料を納付したとする平成12年又は平成13年頃に国民年金に加入した場合は、加入時に所持していた年金手帳に記載されている基礎年金番号により国民年金の加入手続が行われ、当該基礎年金番号に国民年金の当該加入に係る被保険者記録が収録されることとなるが、当該基礎年金番号に国民年金の被保険者記録は確認できない。

また、請求者は母親から請求期間当時は学生であったため国民年金には加入していなかったと聞いており、請求者自身も国民年金の加入手続を行った記憶はない旨陳述している。

さらに、社会保険オンラインシステムにより請求者の氏名及び類似する氏名による検索を行ったが、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡及び上記基礎年金番号のほかに基礎年金番号が重複して付番された形跡は見当たらない。

加えて、請求者の請求期間における住所地であるD市は当時のデータがないと回答しているほか、A市は請求者に係る国民年金の記録は登録された形跡がない旨回答していることから、請求者に係る国民年金の加入状況を確認することはできない。

また、請求者が請求期間に係る保険料を納付したとする時期は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降であり、事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期であることを踏まえると、当該期間に係る年金記録の管理について過誤が生じたとは考え難い。

以上のことから判断すると、請求者の国民年金の加入手続は行われておらず、請求者は国民年金に未加入であるため、制度上、請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

このほか、請求者が請求期間について国民年金に加入していたことをうかがわせる資料及び請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300233号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300052号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年7月1日から昭和51年1月31日まで

私は、請求期間においてA社のC職であったが、当該期間の厚生年金保険加入記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社の回答及びC職名簿により、請求者の入社日は昭和46年6月28日、退職日は昭和50年12月25日であったことが確認できる。

しかしながら、B社は、A社に所属するC職について労働時間に関する規程はなく、C職は各支店に所属しているため労働時間等は不明である上、請求期間当時、厚生年金保険の加入対象者は勤務日数や勤務時間ではなく職種や職階により定めており、請求者については、D職階のC職であったことから厚生年金保険の加入対象としていなかったため、厚生年金保険の資格取得に係る届出は行っていない旨回答している。

また、A社の事業所別被保険者名簿を確認したが、請求期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名はなく、整理番号に欠番もない。

さらに、B社は、D職階のC職については月ごとの給与の支給はなく、請求者について厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。